

IV 体罰防止のワークシート

① 様々な事例から「体罰」について学びましょう!

問1 次にあげる行為の中で「体罰」に該当しないものはどれですか?

- 1-1. 生徒指導の事情聴取のため、昼食を摂らさずに、午後3時まで話を聴いた。
- 1-2. 授業中に騒いだ生徒を、授業が終わるまで10分間教室に立たせた。
- 1-3. 喧嘩をしている生徒2人の頭を押さえ、互いの額を押しつけた。
- 1-4. 反省のために、1時間板の間に正座させた。
- 1-5. 殴りかかってきた生徒の両腕を押さえ、壁に押しつけ、生徒の腕にあざができた。

(¹)

問2 「体罰」の要因として非常に多いものは、次の3つに類別されます。

(ア) 一時的に感情が高ぶり、カッとなって起こしたもの。

(イ) 常習的に「体罰」が行われていたもの。

(ウ) 不注意や「これぐらい」という認識の甘さが起こしたもの。

次にあげる事例は、上の(ア)～(ウ)のどの要因によって起こされたものでしょうか?

- 2-1. 顧問を務める男子ソフトテニス部の生徒にラケットで叩いたりするなどの体罰を加えた。この教諭は、2年間に8人の生徒を平手やラケットで叩いたり、蹴るなどの体罰をしていた。(31歳：高校教諭)
- 2-2. 授業中の生徒の態度に腹を立てて、2年生の男子生徒の机をひっくり返し前歯2本を折る怪我を負わせた。(49歳：高校教諭)
- 2-3. 授業を聴かないからと、児童を後ろ向きに座らせて授業を受けさせた。(小学校教諭)
- 2-4. 「校則違反」として、違反した5人を職員室に呼び、4人からは同意を得たが、1人は同意のないまま前髪などを数センチ切った。(生徒指導担当：中学校教諭)
- 2-5. 午後、卒業する6年生に送るプレゼントを紙粘土で作る予定だったが、教諭が同日朝に紙粘土を準備していなかったことに児童が「どうせ用意してねえよ」と不満を漏らしたところ、教諭が逆上し、児童の頬を平手で1回叩き、尻を1回蹴った。(30代：小学校教諭)
- 2-6. 体育館で部活動中、練習態度を問題にして、女子部員の顔面を膝蹴りし、鼻を骨折させる重傷を負わせていた。また、他の部員数人に対しても、髪の毛を引っ張ったり、暴言を吐くなどを繰り返している。(42歳：中学校教諭)
- 2-7. 児童が授業でおしゃべりをしたとして、3人の口に粘着テープを貼った。(47歳：特別支援学級教諭)

(²⁻¹) (²⁻²) (²⁻³) (²⁻⁴)

(²⁻⁵) (²⁻⁶) (²⁻⁷)

問1の解答と解説

【解答】(1 1-2 と 1-5)

【解説】「児童・生徒の懲戒・体罰に関する考え」文部科学省通知（H19）

有形力の行使以外の方法により行われた懲戒について、「児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り」という条件つきで体罰に当たらないと例示されています。

- 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与える者は体罰に当たる）。
- 授業中、教室内に起立させる。
- 学習課題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

また、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。」ともされています。

問2の解答と解説

【解答】(2-1 イ) (2-2 ア) (2-3 ウ) (2-4 ウ)
(2-5 ア) (2-6 イ) (2-7 ウ)

【解説①】一時的に感情が高ぶり、カッとなって起こした事例について（2・5の事例）

「体罰」の事例として非常に多いものです。感情を高ぶらせた状態では、指導はできません。最近の先生は「怒るばかりで、叱れない。」との意見をよく耳にします。正しく叱るということは、教育的効果を見極めながら、冷静に叱るのであって、怒りにまかせて、怒鳴ったり、ましてや体罰に及んではいけません。

【解説②】常習的に「体罰」が行われていた事例について（1・6の事例）

常習的に体罰を繰り返した結果、問題化したり、裁判に持ち込まれるケースも非常に目立ちます。また、このケースはほとんどの場合が、部活動の指導中に発生しています。「体罰」をふるった教員の多くが「強くしたい一心でやった」と言っていますが、実際には、逆効果になっているケースも多く見られます。また、「一生懸命やっている結果だ」という「体罰」を容認する風土はあってはならないことです。

【解説③】不注意や認識の甘さが起こした事例について（3・4・7の事例）

「この程度は許されるだろう」という甘い判断が、「体罰」に及ぶケースが多くなってきています。逆に言えば、かつてなら問題にならなかったケースも今は、社会のとらえ方が変化していることに、教師が気づいていないということです。この認識を私たちは、速やかに変えていかなければなりません。

② 判例から「体罰」について学びましょう！

問3 次にあげる2つの事件の概要や裁判の経過を読んで、それぞれの事件から学ぶことは何でしょうか？

事件の概要①

小学5年生の女子児童が、図画工作室でいたずらしたことを怒った女性教師(44)が、女子児童の胸元をつかんで押したところ、児童は2メートル先に尻もちをつき、尾骨を折る3カ月のけがを負った。その後、心因性の頭痛などを訴えた。

市は、「女兒の肩を軽く押しただけ」で体罰はなかったと主張した。



(1998. 1)

市は、示談金340万円を支払い、女性教師も見舞金などとして、約100万円支払った。



市の「体罰問題を考える市民グループ」メンバーが、「市が払った示談金340万円を教師に請求しないのは違法」として、地裁に違法の確認を求め提訴。(1998. 1)



横浜地裁判決(2002. 6)

裁判長は、「教師の行為は正当な懲戒権の行使を超えた違法な体罰」と認定。教師の故意・重過失により、市には教師への求償権が発生するとしたが、「医療費や慰謝料計250万円のうち教師の負担分は半分程度。教師はほぼ同額を既に支払っている」として、求償しないことが違法ではないと判断し、棄却判決。

[学ぶこと]

事件の概要②

教員の背中に覆い被さる・上級生を蹴るなどしていた男子児童に対して教師が注意したところ、男子児童は教員のでん部を蹴って逃げた。これに腹を立てた教員は男子児童の胸元をつかんで児童がつま先立ちになる程度に壁に押し当て、大声で「もうすんなよ」と叱責した。

これを機に、男子児童は夜中に泣き叫ぶ、食欲が低下する、円形脱毛症が見られるようになった、などの症状を訴え、病院で外傷後ストレス性障害(PTSD)と診断された。



熊本地裁判決(2007. 6)

個人的な感情をぶつけたもので、両者の力の差からいっても教師が児童を吊り上げて壁に押しつけた行為からも、教育的指導の範囲を逸脱して学校教育法 11 条の体罰に当たる。また、原告の主張していた PTSD との因果関係も認め、被告におよそ 65 万円の支払いを命じた。



福岡高裁判決(2008. 2)

PTSD については否定したものの、「教員と男子児童の年齢・体格差を考慮すれば、男子児童が受けた恐怖は相当のものである」とし、1 審の判決を支持。被告におよそ 21 万円の支払いを命じた。1 審, 2 審とも、「胸元をつかむ」という教員の行為は、「体罰」に相当すると認めた。



最高裁判決(2009. 4)

1 審, 2 審の判決を破棄, 原告の請求を棄却するとの判断を下した。

判決理由について裁判長は「教員の行為が穏当を欠くものであったことは認められるが、悪ふざけの罰として、児童に肉体的苦痛を与えるために行なわれたものではない。教員の行為は、その目的、態様、継続時間などから判断して教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、違法性は認められない」とした。

[学ぶこと]

2つの判例を通して学ぶことの例

事件①の教訓

「体罰」の賠償は、都道府県や市町村が負うことに加えて、体罰を加えた教師個人が負うという道筋をつけた判決です。「体罰」は懲戒処分の対象のみならず、傷害罪等、刑法に触れる行為であることをしっかりと認識しなければなりません。

事件②の教訓

「体罰」に関する裁判の判断基準が「目的」「態様」「継続時間」であることが示された判決です。ただ、短絡的に最高裁が、「胸ぐらをつかむ行為は体罰ではない」とか、「教師が子どもの胸ぐらをつかむ行為は、許される」と判断したものではありません。事案によっては、胸ぐらをつかむ行為も体罰になることもありますので、解釈の拡大はしないようにしてください。1審と2審では「体罰」であると認定されていることも忘れてはなりません。

体罰に関するまとめとして

体罰の禁止は法律的にも、一般常識からも明白なことです。私たちは決して「体罰が行使できないと指導できない」という考え方を持ってはいけません。体罰にあたらぬ正当な懲戒によって効果的に指導することができます。むしろ、これまでの体罰係争事件のほとんどが、「腹立ち」まぎれの教師による暴力・暴行・暴言であるケースであることに留意しなければなりません。有形力の行使が裁判になったケースで「体罰」と認定されなかった例は、先に取り上げた事件②以外には、

○教師が生徒の頭をこぶしで軽く数回叩いた。(S56.4.1 東京高裁)

○教師が出席簿で生徒の頭を軽く叩いた。(S60.2.22 浦和地裁)

などで、その例は稀なことです。ほとんどの場合、「体罰」として認定されていると思ってさしつかえありません。

いったん、体罰事件が問題となれば、誰も学校の味方はしません。学校は、厳しい眼で批判されることを覚悟しなければならないのです。

(体罰防止のポイント)

○「体罰」の土壌を決して許容しない。

※体罰は明確な違法行為であるとの意識を徹底すること。

※「あの先生も一生懸命やっているのだから」と容認せず、明らかにすること。

○どのような行為が体罰であり、どんな場合が体罰でないかをきちんと理解する。

※法令をしっかりと学び、自信をもって、児童・生徒の指導にあたること。